

# 監事監査報告書

令和4年5月18日

社会福祉法人 福徳会

理事長 木村 操 殿

監事 田中 政嗣

監事 福田 仁廣



監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告致します。

## 1 監査の方法及びその内容

理事会で情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1) 理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制（社会福祉法施行規則第2条の33各号掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備されているか、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類並びに財産目録について審査いたしました。特に、コロナウイルスの感染に伴う事業への影響や、理事会の開催頻度変更について確認しました。また、地域からの保育園に対する要望、行政監査における指摘事項とその改善点について、説明を受けました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の遂行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。
- ③内部管理体制に関する理事会決議の内容は適正であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘するべき事項は認められません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

監査の方法及び結果は適正であると認めます。

以上